

第三十七号の二十一様式(第六条の二十七関係)(A4)

昇降機等検査員資格者証返納命令書

第 号
年 月 日

様

地方整備局長
北海道開発局長 印

建築基準法第12条の3第4項(同法第88条第1項において準用する場合を含む。)において読み替えて準用する同法第12条の2第3項及び同法第88条第1項において準用する同法第12条の2第3項の規定により、昇降機等検査員資格者証の返納を命ずる。

なお、この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に国土交通大臣に対して審査請求をすることができます(なお、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内であつても、処分の日から1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)。また、この通知を受けた日(当該処分につき審査請求をした場合においては、これに対する裁決の送達を受けた日)の翌日から起算して6か月以内に国を被告として(訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この通知又は裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であつても、処分又は裁決の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。

(理由)